

○工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程

平成6年7月11日告示第44号

改正

平成7年4月17日告示第23号
平成10年6月22日告示第50号
平成11年4月23日告示第39号
平成19年6月15日告示第103号
平成21年3月31日告示第36号
平成22年12月1日告示第160号
平成23年9月13日告示第115号
平成25年11月1日告示第138号
平成31年3月29日告示第56号
令和元年12月11日告示第107号

工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、指名競争入札に参加する資格について（平成6年告示第43号）第1項に規定する工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級格付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(格付をする建設工事の種類)

第2条 等級別格付は、次の各号に掲げる工事について行う。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 水道施設工事

(格付の方法)

第3条 等級別格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」）に別表に掲げる発注者別評価点の数値を加算した総合数値（以下「総合数値」）に基づき行うものとする。ただし、市内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有しない者に係る総合数値は、総合評定値に別表第2項に掲げる数値を加算した総合数値に基づき行うものとする。

(格付の基準)

第4条 等級別格付の区分は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、営業開始後24箇月を経過しないものは、原則として最下位に格付けるものとする。

- (1) 土木一式工事

等級	総合数値
A	800点以上

B	700点以上800点未満
C	700点未満

(2) 建築一式工事

等級	総合数値
A	600点以上
B	500点以上600点未満
C	500点未満

(3) 水道施設工事

等級	総合数値
A	700点以上
B	600点以上700点未満
C	600点未満

(設計金額に対応する等級)

第5条 工事の設計金額に対応する等級は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、緊急を要する工事及び特別な技術を要する工事、その他特に必要と認める工事については、この限りでない。

(1) 土木一式工事

等級	設計金額
A	2,000万円以上
B	500万円以上2,000万円未満
C	500万円未満

(2) 建築一式工事

等級	設計金額
A	6,000万円以上
B	1,000万円以上6,000万円未満
C	1,000万円未満

(3) 水道施設工事

等級	設計金額
A	1,000万円以上
B	300万円以上1,000万円未満
C	300万円未満

(格付の公表)

第6条 市長は、格付を行った者について財政課に備え置く指名競争入札参加者登録名簿により、公表するものとする。

(格付の有効期限)

第7条 格付の有効期限は、上山市財務規則（昭和59年規則第3号）第103条第2項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録された者を指名競争入札に参加させることのできる期間とする。ただし、当該期間の翌年度に格付が決定されるまでの間は、従来の格付をもってこれに代えることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月17日告示第23号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月22日告示第50号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月23日告示第39号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月15日告示第103号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第36号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日告示第160号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月13日告示第115号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月1日告示第138号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第56号）

この規程は、公布の日から施行し、平成31年度の等級格付けから適用し、平成30年度までの等級格付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月11日告示第107号）

この規程は、公布の日から施行し、令和2年度の等級格付けから適用し、令和元年度までの等級格付けについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

発注者別評価点

1 工事成績

評価基準	数値
（各業者の工事成績評点の平均点－75点）×5点（少数点以下切捨て） 工事成績評点は、指名競争入札参加登録申請書が提出された日の属する年度の前年度及び前々年度に上山市建設工事検査要綱（平	計算式による

成元年4月1日施行)第2条第1号に規定する完成検査が終了した市発注工事において同要綱第14条に規定する工事成績の評点	
--	--

2 法令遵守

評価基準	数値
労基法違反 1回	-10
指名停止 1か月につき	-10
指名停止期間が6か月を超える場合は 1か月につき	-20

3 環境保全

評価基準	数値
エコアクション21を取得	10

4 労働者福祉

評価基準	数値
子育て支援	10
障がい者雇用	5

5 地域貢献（上山市内での活動等）

評価基準	数値
(1) 災害時の対応 ア 本市や山形県の防災協定に基づく災害時のパトロール活動 イ 災害時の救援活動	各3 上限15
(2) 地域貢献活動 ア ボランティア活動 イ マイロードサポート事業登録による活動 ウ 山形県ふるさとの川愛護活動 エ 消防団協力事業所の認定 オ 更生保護の協力雇用主としての職場体験講習の受入れ又は雇用 カ 寄付・寄贈	

6 人材育成

評価基準	数値
新規学卒者の雇用促進 1人につき	5
インターンシップ、職場体験学習の受入	5
女性の雇用促進 1人につき	3 上限 9
技術者の養成 1人につき	5

